

マイタクによる支援を 10 月から拡充します

10 月 1 日（火）からマイタクの割引を、1 運行（片道）につき 1 回から 2 回、1 日 4 回まで利用できるように拡充します。郊外部にお住まいの方や遠方の病院に通院する方は、タクシーでの移動が長距離となり、運賃負担が高額となることから、長距離移動に対する支援を拡充することにより、利用者の負担額の軽減を図ります。また、相乗り利用に対する支援も拡充することで、タクシー運転手不足などの課題解決にもつなげます。

1 支援内容

			現行	改正後	【例】運賃が5,000円の場合			
利用回数			1 運行につき 1 回 (1 日 2 回)	1 運行につき 2 回 (1 日 4 回)				
			年間 7 0 回	年間 7 0 回	現行		改正後	
支援額	乗車する 登録者の 人数	1 人	・ 運賃の半額支援 ・ 1 運行につき 上限1,000円	・ 運賃の半額支援 ・ 1 運行につき 上限2,000円 (1,000円×2回)	支援額		1,000円	2,000円
					利用者 負担額		4,000円	3,000円
		2 人 以上	1 運行につき 最大500円×人数	1 運行につき 最大1,000円×人数 (500円×2回)	2 人 の 場合	支援額	1,000円	2,000円
						利用者 負担額	4,000円 (1人あたり 2,000円)	3,000円 (1人あたり 1,500円)

2 利用方法

事前に登録したマイナンバーカードをタクシーの乗車時に専用端末にタッチしたうえで、料金を支払い。※1 運行につき 2 回分を利用する場合は、降車時にも再度タッチ
(1) 1 運行で 1 回 利用する場合（従来どおり） (2) 1 運行で 2 回 利用する場合



3 運用開始日

10 月 1 日（火）

担 当 交通政策課 新モビリティ推進係
電 話 027-898-6263（内線：3262）